

[事案 28-96] 契約無効請求

・平成 29 年 1 月 24 日 和解成立

<事案の概要>

保障内容についての説明がないまま、契約したものであり、加入時の説明不足により契約は無効であるとして、既払込保険料の返金を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 2 月に契約した医療保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 本契約は、満期を迎えた別契約より毎月の保険料を多くし、満期時の受取金額が多くなる契約を依頼していたにもかかわらず、実際には別契約よりも満期時の受取金額が大幅に少ないものであった。
- (2) もし募集人から正確な説明があり、満期時受取金額を知っていたら、本契約を締結しなかった。
- (3) 募集人は説明をしたかどうか記憶がないと言っている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 10 年前の契約であり、募集人には詳細な記憶はないものの、募集人は、申立人に対して設計書を提示し、保障内容および保険料についての説明を実施し、申立人の了解を得たうえで契約した。
- (2) 契約申込書には、契約者による自署・押印がなされており、契約のしおりの受領印もあり、募集資料はすべて申立人に手渡していた。
- (3) 本契約の保険料は、他契約より少ない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明に不適切な点があったかどうか等、募集時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が本契約の満期時に別契約の満期時に受け取った金額よりも多くの金額が支払われると契約時に認識していたとまでは認められないことから、本契約を無効とすることは認められないものの、以下のとおり、和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 本契約締結前に満期となった既契約と類似した名前だが大幅に内容の異なる商品について、募集人は契約者の意向を確認することもなく一種類の設計書を作成して、これを勧め、十分な考慮時間のないまま、その当日に契約をしている。このような募集行為は、全体的に見て、顧客の意向確認の観点からは、適切な募集行為であるとは言えない。
- (2) 募集人は、設計書で満期時受取金額を説明した際、申立人から「少ないわね」と言われたと述べているが、仮にこのように言われたとするならば、申立人に対して、どのような金

額を希望するのかを尋ね、その場合の保険料を説明するなどの配慮が必要だった。